

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	昭和電線ホールディングス株式会社
【英訳名】	SWCC SHOWA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 隆代
【本店の所在の場所】	川崎市川崎区日進町1番14号
【電話番号】	(044) 223 - 0520
【事務連絡者氏名】	人事総務統括部法務課長 北川 陽一
【最寄りの連絡場所】	川崎市川崎区日進町1番14号
【電話番号】	(044) 223 - 0521
【事務連絡者氏名】	人事総務統括部法務課長 北川 陽一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円 配当総額208,764,948円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの持続的発展のために、以下を目的として監査等委員会設置会社へ移行することとし、定款について所要の変更を行うものである。

(イ) 業務執行の決定権限を業務執行取締役等に大幅に委譲することで、業務執行の効率化と迅速化を図っていく。

(ロ) 取締役会は、経営戦略等の重要なテーマの審議を、これまで以上に充実させていく。

(ハ) 監査等委員会を中心に監査、監督機能のさらなる強化を図っていく。

変更案第24条を新設することで執行役員の位置付けを明確化するとともに、「執行役員の中から、社長ならびに当会社および当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者（グループCEO）その他役付執行役員を定める」こととし、これに伴い、株主総会および取締役会の招集権者および議長ならびに役付取締役に関する規定を一部変更する（変更案第15条、第21条、第23条）。

コーポレートガバナンスの強化の一つとして経営の透明性を高めるために相談役を廃止することとしたため、現行定款第24条は削除する。

条文の新設、変更および削除に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものである。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として長谷川隆代、張東成、田中幹男および胡国強の4氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として武氏英明、戸川清および平井隆一の3氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）に定めることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額800万円以内に定めることとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合) (注)4
第1号議案	207,902	2,565	0	(注)1	可決(97.6%)
第2号議案	208,359	2,108	0	(注)2	可決(97.8%)
第3号議案				(注)3	
長谷川 隆代	196,689	13,778	0		可決(92.3%)
張 東成	206,635	3,832	0		可決(97.0%)
田中 幹男	150,010	60,457	0		可決(70.4%)
胡 国強	146,689	63,778	0		可決(68.8%)
第4号議案				(注)3	
武氏 英明	207,076	3,390	0		可決(97.2%)
戸川 清	207,689	2,777	0		可決(97.5%)
平井 隆一	207,697	2,769	0		可決(97.5%)
第5号議案	199,010	11,449	0	(注)1	可決(93.4%)
第6号議案	207,400	3,067	0	(注)1	可決(97.3%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

4 賛成の割合については、本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の株主全員分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上